諮問番号：令和３年度諮問第３９号

答申番号：令和３年度答申第３９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

■■■■■■保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年９月１２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分１」という。）及び同年１０月１８日付けで行った本件処分１を取り消す旨の処分（以下「本件処分４」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求１」という。）は、却下すべきである。

また、処分庁が審査請求人に対して平成２９年１０月１０日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（ただし、平成２９年９月２７日付け申請に係る処分を以下「本件処分２」といい、同年１０月２日付け申請に係る処分を以下「本件処分３」という。）、同月１８日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分５」という。）及び同年１１月１３日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分６」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求２」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人が処分庁へ提出した資料等は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（９）アに該当しており、就労活動促進費の支給要件を満たしていると考えることができるにもかかわらず、処分庁が、支給要件に該当しないとして行った本件処分１から本件処分６（以下、併せて「本件処分」という。）は、法第１条から第４条等及び憲法第２５条、第２７条１項等に違反し、不当であり違法である。

よって、本件処分の取消しを求め、平成２９年９月分から１１月分までの就労活動促進費の支給決定処分を請求する。

２　審査庁

本件審査請求１は、却下すべきである。

本件審査請求２は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求１は、却下されるべきである。

また、本件審査請求２は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分の経過について

本件処分についてみると、処分庁は、①平成２９年９月１日付けで審査請求人が処分庁に行った就労活動促進費の支給申請（以下「本件申請１」という。）について、同年４月３日付けの自立活動確認書（以下「本件確認書１」という。）に基づく就労活動促進費の支給対象期間の５か月（同年４月から８月）を過ぎていることを理由として本件処分１を行い、本件処分１の却下理由の表記に誤りがあったことを理由として本件処分４により本件処分１を取り消し、本件処分１の理由の記載のうち「支給対象期間」の記載を「支給期間」に変更の上、これを理由として本件処分５を行ったこと、②同年９月２７日付けで審査請求人が処分庁に行った就労活動促進費の再度の支給申請（以下「本件申請２」という。）について、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として本件処分２を行ったこと、③同年１０月分又は同年１１月分の就労活動促進費の支給申請（以下、同年１０月分の申請を「本件申請３」と、同年１１月分の申請を「本件申請４」という。）について、本件確認書１における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分３又は本件処分６を行ったことが認められる。

（２）本件処分５（本件申請１（平成２９年９月分の就労活動促進費の支給申請）に対する再処分）について

局長通知第７の２（９）のとおり、就労活動促進費の支給対象期間は原則６か月以内とすること、就労活動促進費及び自立活動確認書に関するＱ＆Ａの発出について（平成２５年７月１９日厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡。以下「自立支援係長事務連絡」という。）Ｑ９のＡのとおり、就労活動促進費は、支給前１か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、自立活動確認書の活動期間の当初月には支給されることはなく、自立活動確認書における活動期間が６か月の場合、前月の活動実績を確認して支給するため、自立活動確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は最大５か月となること、自立支援係長事務連絡Ｑ１０のＡのとおり、就労活動促進費はその連続した活動期間を支給対象とし、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含めることが規定されている。

本件処分５に至るまでの経過をみると、①平成２９年４月３日に処分庁が受理した本件確認書１の活動期間は同年３月１３日から同年９月１２日であること、②処分庁は、審査請求人からの同年４月分及び同年５月分の就労活動促進費の支給申請について、要件を満たさないことを理由に却下したこと、③処分庁は、審査請求人に対し、同年６月分から同年８月分の就労活動促進費を支給したこと、④処分庁は、同年９月分の就労活動促進費の支給申請である本件申請１を却下する本件処分１を行ったこと、⑤同年１０月１６日、処分庁は、本件処分１について、就労活動促進費の支給期間が同年４月から同年８月の５か月間であり、支給対象期間は同年３月１３日から同年９月１２日となることを確認の上、本件処分１を取り消し、本件処分５を行うとの決定をしたこと、⑥処分庁は、同年１０月１８日付けで、本件処分１を取り消す本件処分４を行うとともに、本件確認書１に基づく就労活動促進費の支給期間の５か月（平成２９年４月から同年８月）を過ぎていることを理由として、本件申請１を却下する本件処分５を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人の就労活動促進費の支給期間は、支給されなかった平成２９年４月及び５月を含め、同年４月から８月の５か月間であり、本件申請１は同年９月分の支給を求めるものであることから、支給期間の５か月（同年４月から８月）を過ぎているとして本件申請１を却下した処分庁の判断に誤りは認められない。

（３）本件処分２（本件申請２（平成２９年９月分の就労活動促進費の支給再申請）に対する処分）、本件処分３（本件申請３（平成２９年１０月分の就労活動促進費の支給申請）に対する処分）及び本件処分６（本件申請４（平成２９年１１月分の就労活動促進費の支給申請）に対する処分）について

局長通知第７の２（９）は、就労活動促進費の支給要件として、「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」と規定するところ、早期に就労による保護脱却が可能であるか否かの判断については、保護の実施機関が、被保護者の稼働能力の活用の程度や、生活歴、職歴、就労活動実績等を踏まえた総合的な観点から組織的に検討を行うべきものである。

また、局長通知第７の２（９）、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７の問９３及び自立支援係長事務連絡Ｑ１２のＡのとおり、支給対象期間の延長については、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして自立活動確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされている。

本件処分２、本件処分３及び本件処分６に至る処分庁の検討過程についてみると、①平成２９年４月３日に処分庁が受理した本件確認書１の活動期間は同年３月１３日から同年９月１２日であったこと、②審査請求人から活動期間を同年９月１３日から同年１２月１２日とする自立活動確認書（以下「本件確認書２」という。）の提出を受け、処分庁は支給対象期間の延長を認めなかったこと、③本件申請２について、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として、本件処分２を行ったこと、④本件申請３又は本件申請４について、本件確認書１における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分３又は本件処分６を行ったこと、⑤処分庁は、②から④について、ケース診断会議での検討を踏まえ決定したことが認められ、処分庁は組織的な検討を行った上で、②から④の判断を行ったものと言える。

また、審査請求人の求職活動及び就労の状況についてみると、①審査請求人は平成２９年４月分から同年１１月分までの就労活動促進費の支給申請を行い、就労活動促進費の支給対象期間中に求職活動を行ってきたが就労に至らなかったこと、②複数の保護の実施機関において保護を受給し、求職活動を行ってきたが就労に至らなかったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、就労活動促進費の支給対象期間において、多数の求職活動を行っていたことが認められる一方で、そのいずれも就労には至らず、かつ、審査請求人は、複数の保護の実施機関において保護を受給している長期にわたる期間において就労していないという事実を踏まえると、処分庁が、組織的検討の上、審査請求人の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとの判断を行わず、支給対象期間を延長しないこととした処分庁の判断に誤りは認められない。

したがって、就労活動促進費の支給対象期間の延長が、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として行われた本件処分２並びに同判断を踏まえ支給対象期間を延長しないという処分庁の決定を理由とする本件処分３及び本件処分６を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

（４）本件処分１及び本件処分４について

処分庁は、本件処分１の理由が誤っていたことを理由に、本件処分１を取り消す本件処分４を行ったことが認められる。

不服申立てにおいては、処分が取り消された場合に、現実にその利益の回復が得られる状態にあること、つまり訴えの利益〔不服申立ての利益〕を有することが必要とされるところ、本件処分１は本件処分４により既に取り消されており、審査請求人が求める本件処分１の取消しについては、これを争う訴えの利益〔不服申立ての利益〕はもはやないと言わざるを得ない。

また、本件処分４については、本件処分１を取り消すものであるところ、審査請求人は本件処分１の取消しも主張していることからすると、本件処分４の取消しを求めることに審査請求人の利益は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年１月　７日　　諮問書の受領

令和４年１月１２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限:１月２６日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限:１月２６日

令和４年１月２４日　　第１回審議

令和４年２月２１日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（４）法第２４条第３項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第４項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。

（５）局長通知第７の２（９）は、就労活動促進費について、次のとおり記している。

「ア　次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

（ア）早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

　　　（イ）次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

ａ　「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下のｂからｄに定める求職活動を行っていること。なお、ｂからｄに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がｂからｄの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

ｂ　原則、月１回以上求職先の面接を受けている又は月３回以上求職先に応募していること（後略）。

ｃ　原則、月１回以上保護の実施機関の面接を受けること（後略）。

ｄ　確認書に基づく求職活動として、（ａ）から（ｃ）までを組み合わせて原則週１回以上の活動を月６回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

（ａ）公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、１日に複数回行った場合でも１回として算定すること。

・公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（後略）

・求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは１回に限り対象とする。）

（ｂ）「平成１７年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成１７年３月３１日社援発第０３３１００３号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（後略）

（ｃ）「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成２５年３月２９日雇児発０３２９第３０号、社援発０３２９第７７号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ　就労活動促進費は、月額５，０００円とする。

ウ　支給対象期間は、原則６か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、３か月以内の支給対象期間を２回まで（最長１年まで）延長できるものとする。

エ　支給は、本人の申請に基づき、局〔局長通知〕第７の２の（９）のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ　支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの（イ）のｃにおける原則月１回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ　支給にあたっては、支給前１か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ　就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

ク　過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から５年が経過している場合にはこの限りではない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成２５年局長通知」という。）の「２　対象者」では、支援の対象者について、「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者（保護開始時点では就労困難と判断された者が、その後、就労可能と認められるようになった場合にはその者も含む。また、保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる場合であっても、本支援を行うことが特に必要と判断した場合にはその者も含む。）（後略）」と記している。

なお、平成２５年局長通知は、処理基準である。

（７）課長通知の第７の問９２の答は、局長通知第７の２（９）ア（ア）にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」について、平成２５年局長通知の２に定める対象者のうち、「現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

（８）課長通知第７の問９３は、局長通知第７の２（９）ウにいう支給対象期間の定め方について、「「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知〔平成２５年局長通知〕）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）において定めた原則６か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間（最長３か月間）まで支給対象期間として差し支えない。さらに、その延長期間経過時点で、３か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められるとして、確認書に定める活動期間を延長（最長３か月間）された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。（最長１年間）」と記している。

（９）自立支援係長事務連絡Ｑ９のＡは、「確認書における活動期間のうち、就労活動促進費の支給要件に該当する活動を実施しようとする期間が促進費の支給対象期間となる。ただし、促進費は、支給前１か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、活動期間の当初月には支給されることはない。（例えば、確認書における活動期間が６か月の場合、前月の活動実績を確認して支給するため、確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は最大５か月となる。）」と記している。

（１０）自立支援係長事務連絡Ｑ１０のＡは、「就労活動促進費は、早期脱却を目指した一定の活動期間における就労活動を支援するものであり、その連続した活動期間を支給対象とする。この場合、局長通知第７の２の（９）のカにより確認した結果、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含めることとし、課長通知問９７にいう傷病等のやむを得ない理由で求職活動を継続することが困難と保護の実施機関が判断し、支給対象外となった期間を除くものとする。」と記している。

（１１）自立支援係長事務連絡Ｑ１２のＡは、「支給対象期間の延長については、これまでの求職活動の取組状況及び活動結果（例：複数回面接選考に進んだ実績がある等）を踏まえ、集中的な支援の継続が効果的と判断される場合に認めて差し支えないものとする。また、支給対象期間の再延長については、求職活動の取組状況及び活動結果（例：現在、最終面接選考を控えているなど）を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないものとする。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年３月１３日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

処分庁の新規申請調査ケース記録票には、保護申請の事由の欄に「■■■■■■の母名義の持家で単身生活し、平成２７年５月１日から保護を受給していたが、（中略）平成２９年３月１２日に当■に転居する。求職活動はしてきたが、就職には至らず、当■にて生活保護を受給したいということで来所。（後略）」と、生活歴の欄に「（前略）大学卒業後（中略）（■■■メーカー）でルートセイルス営業担当　自己都合で離職　Ｈ１０年～Ｈ１１.３（中略）市役所（■■■主事）　Ｈ１６．５～Ｈ１６．８（中略）非常勤職員　■■■■調査　Ｈ１９．４～Ｈ２０．３（中略）非常勤職員　Ｈ２１～Ｈ２２（中略）非常勤職員　≪保護歴≫Ｈ２２．１０．５～Ｈ２３．２．２８（中略）　Ｈ２３.３.１～Ｈ２６.９.２０　（中略）　Ｈ２６．９．２１～Ｈ２６．１０．２９（中略）　Ｈ２７．５．１～Ｈ２９．３．１２（後略）」と記載されている。

（２）平成２９年４月３日、審査請求人は、処分庁を訪問し「保護開始（変更）申請書」に同年３月分の求職活動状況申告書別紙及び審査請求人が作成した本件確認書１等を併せて提出し、同年４月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

本件確認書１には、活動期間として、「平成２９年３月１３日～平成２９年９月１２日」と記載されている。

（３）平成２９年４月１７日付けで、処分庁は、前記（２）に記載の申請を却下する内容の処分を行った。

（４）平成２９年５月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年５月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１１日付けで、処分庁は、却下決定する内容の処分を行った。

（５）平成２９年６月２日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年６月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

（６）平成２９年６月７日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「５．結論」の欄には、「〇支給要件アについて（中略）（主）〔審査請求人〕については、これまでの就労実績が乏しいものの、他に客観的に「就労が直ちに困難」と判断する根拠がなく、問〔課長通知〕（第７－９２）に規定される者に該当しないと判断できない。〇支給要件イについて、就労活動促進費の申請書に添付されたＨＷ〔ハローワーク〕の紹介状では、応募した求人の給与待遇が記載されておらず、採用されたとしても「早期に保護脱却が可能」かどうか判断することができない。→以上より、５月に応募した求人の給与待遇が分かる資料の提出を指示し、保護脱却が可能である程度の求人であると判明すれば、支給要件ア・イとも満たしているものと判断し、支給決定を行う。（中略）支給期間については６か月間とする。（後略）」と記載されている。

（７）平成２９年６月１４日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「５．結論」の欄には、「（前略）原則的に促進費の支給は支給要件〔局長通知第７の２（９）〕ア〔ア（ア）〕を認めたうえで毎月支給要件イ〔ア（イ）〕（活動回数など）を確認するという手順を取るものである。本件は５月の活動実績分から支給要件アを満たしていると判断するため、５月～１０月を活動期間とする自立活動確認書を再度提出させた上で支給対象期間についてを６月～１０月に設定する。」と記載されている。

（８）平成２９年６月１５日、処分庁は、審査請求人に架電し、前日のケース診断会議の結果を伝え、６月分の支給決定については、４月から５月の求職活動実績が支給要件を満たしていたこと及び就労による自立が可能な賃金を支給する求人に応募していたことから判断した旨述べ、３月及び４月の求職活動実績に対する申請却下については、その時点の判断に瑕疵があったとは認められないため、取り消さない旨を説明した。

また、処分庁は、審査請求人に対して、改めて５月～１０月を活動期間とする自立活動確認書を提出すれば、就労活動促進費の支給期間を６月～１０月に設定し直すことが可能であるとして、５月～１０月を活動期間とする自立活動確認書の提出を求めたところ、審査請求人は、改めて自立活動確認書を提出するのは背任、詐欺等の疑いをかけられる恐れがあるため、提出しない旨回答した。

さらに、処分庁が、審査請求人に対して、自立支援係長事務連絡Ｑ９のＡによると、就労活動促進費の支給対象期間は自立活動確認書の活動期間の初月は含まず、２か月目から数え最大５回までしか支給できないとなっており、本件確認書１の活動期間は３月１３日～９月１２日であるため、活動内容が要件を満たしていたとしても８月支給が最終になるため、活動期間を５月～１０月とする自立活動確認書を提出するよう提案している旨説明したところ、審査請求人は提出しない旨回答した。

処分庁は、審査請求人に対して、厚生労働省に電話して、自立活動確認書を取り直して、改めて就労活動促進費の活動期間を設定することに違法性がないかを問い合わせる旨伝えた。

同年６月１５日付けで、処分庁は前記（５）に記載の申請に対して支給決定する内容の処分を行った。

（９）平成２９年６月２０日、処分庁は、厚生労働省から自立活動確認書の取り直しは法的に問題がない旨の回答を受けた。

（１０）平成２９年７月３日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年７月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１３日付けで、処分庁は支給決定する内容の処分を行った。

（１１）平成２９年８月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年８月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１０日付けで、処分庁は支給決定する内容の処分を行った。

同月９日のケース診断会議の記録票には、「５．結論」の欄に「１　（主）が自立活動確認書の再提出を拒んでいるため、現時点では提出済みの確認書〔本件確認書１〕の支給対象期間で取り扱わざるを得ず、支給対象期間は４月～８月となる。ただし、促進費の支給回数及び期間については疑義があるため、改めて実施要領〔処分庁の本庁所管課〕に照会することとする。（後略）」と記載されている。

（１２）平成２９年９月１日、処分庁は、処分庁の本庁所管課から、審査請求人の就労活動促進費の活動期間は、平成２９年３月１３日～同年９月１２日までと設定されており、就労活動促進費については支給期間が最大５か月間であるため、９月分の就労活動促進費は支給できない旨の回答を受けた。

同月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、９月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請１を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、８月分の求職活動状況は、７日間に同一の求職先１社を含む７件の求人に応募し、求職結果が判明している４件について、いずれも面接の実施はなく不採用であった。

（１３）平成２９年９月５日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件確認書２を提出した。

本件確認書２には、活動期間として、「平成２９年９月１３日～平成２９年１２月１２日」と記載されている。

（１４）平成２９年９月６日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「４．問題点」の欄に「１促進費の支給対象期間は活動期間（平成２９年３月１３日～９月１２日）の初月を除く５ヵ月（４月－８月）であり、今回の申請は対象期間を超えているため、却下とするか。　２（主）より、支給対象期間を延長するよう申立てがあったが、集中的な支援の継続が効果的と判断し期間を延長するか。（後略）」と、「５．結論」の欄に「１及び２について→これまで６か月間の求職活動状況を確認したところ、毎月一定数の求人応募をし、面接も複数回受けてはいるものの採用には至っていない。また、（主）は総合就職サポート事業及びＨＷ事業を活用せずに自己活動を続けているため、これまでの求職活動状況及び面接状況について今後の効果が客観的に判断できない。これらの状況を総合的に判断し、延長は認めず、本申請〔本件申請１〕は支給対象期間を超えているため申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（１５）平成２９年９月１２日付けで、本件申請１を却下する内容の本件処分１を行った。

本件処分１の通知書の却下の理由の欄には「平成２９年４月３日付け自立活動確認書〔本件確認書１〕に基づく、就労活動促進費の支給対象期間の５カ月（平成２９年４月～８月）を過ぎているため。」と記載されている。

その翌日、審査請求人から電話で質問が寄せられた。これに対して処分庁は、５月の活動実績に基づき、処分庁として初めて審査請求人が早期就労により保護脱却が可能であると判断したことにより、このまま３月からの活動期間で行くと、就労活動促進費の支給対象期間が５か月であることからして、最終支給対象月が８月になり、審査請求人の受給回数が減ってしまうことを考慮し、改めて５月から１０月を活動期間とする自立活動確認書を提出してみてはどうかと提案したが、審査請求人は、その提案に対し、改めて自立活動確認書を提出することには問題があるとして、自立活動確認書を提出せず、３月と４月の活動実績に対する申請却下については審査請求すると返事をしたため、処分庁は、３月からの活動期間とした自立活動確認書をそのまま採用し、８月を最終支給月としたものであると説明した。

（１６）平成２９年９月２７日、審査請求人は、処分庁を訪問し、再度、同年９月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請２を行った。

本件申請２の申請書には、保護を申請する理由として、①本件確認書１及び本件確認書２に基づく、就労活動促進費の支給対象期間及び活動期間は、平成２９年３月１３日～平成２９年１２月１２日で、支給期間は、平成２９年４月から同年１１月までと考えるのが妥当である旨、②処分庁に提出した、就労活動促進費に係る書類等に基づいて、処分庁から、就労促進費の支給対象期間、自立活動確認書の活動期間の３か月以内の延長が認められて、平成２９年９月分の就労活動促進費の支給をしてもらいたい旨記載されている。

（１７）平成２９年１０月２日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年１０月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請３を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、９月分の求職活動状況は、７日間に７件の求人に応募し、求職結果が判明している４件について、うち１件は面接が実施され、３件は面接の実施はなく不採用であった。

（１８）平成２９年１０月４日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「５．結論」の欄には「１について　平成２９年３月１３日～平成２９年９月１２日（４月３日付け自立活動確認書における活動期間）の求職活動状況を検討し、以下の状況から、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないため、申請を却下する。・面接を複数回受けてはいるものの二次以降の面接に進んだ実績がない。・同じ求人先に何度も応募するなど、求人の応募先に偏りがある。　２について　上記の通り、支給対象期間を延長しないため、申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（１９）平成２９年１０月１０日付けで、処分庁は、本件申請２を却下する内容の本件処分２を行った。

本件処分２の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年３月１３日～平成２９年９月１２日（平成２９年４月３日付け自立活動確認書における活動期間）の求職活動状況を検討した結果、以下の理由により、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないため。・求人の応募先に偏りがあるため。・面接を複数回受けてはいるものの、二次面接以降に進んだ実績がないため。」と記載されている。

また、同日付けで、処分庁は、本件申請３を却下する内容の本件処分３を行った。

本件処分３の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年４月３日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

（２０）平成２９年１０月１６日、処分庁は、本件処分１の却下の理由の欄の「支給対象期間の５カ月（平成２９年４月～８月）」の表記は誤りであり、正しくは、支給期間が平成２９年４月から８月の５か月間であるとして、本件処１については取り消し、理由を改めた却下通知を送付する旨決定した。

（２１）平成２９年１０月１８日付けで、処分庁は、本件処分１を取り消す内容の本件処分４を行った。

本件処分４の通知書の取消決定理由の欄には、「下記のとおり、却下理由の表記に誤りがあったため。（誤）就労活動促進費の支給対象期間　（正）就労活動促進費の支給期間」と記載されている。

また、同日付けで、処分庁は、再度、本件申請１を却下する内容の本件処分５を行った。

本件処分５の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年４月３日付自立活動確認書に基づく、就労活動促進費の支給期間の５カ月（平成２９年４月～８月）を過ぎているため。」と記載されている。

（２２）平成２９年１１月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年１１月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請４を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、１０月分の求職活動状況は、６日間に同一の求職先１社を含む８件の求人に応募し、求職結果が判明している５件について、うち１件は面接が実施され、４件は面接の実施はなく不採用であった。

（２３）平成２９年１１月８日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「５．結論」の欄には、「平成２９年４月３日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しているため、１１月分促進費についても申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（２４）平成２９年１１月１３日付けで、処分庁は、本件申請４を却下する内容の本件処分６を行った。

本件処分６の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年４月３日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

（２５）平成２９年１２月７日付けで、審査請求人は、本件審査請求１及び本件審査請求２（以下、併せて「本件審査請求」という。）を行った。

３　判断

（１）本件処分１及び本件処分４の取消しを求める利益について

前記２（２０）、（２１）のとおり、処分庁は、平成２９年９月分の就労活動促進費の支給申請を却下する内容の本件処分１の理由が誤っていたことを理由に、本件処分１を取り消す本件処分４を行ったことが認められる。

不服申立てにおいては、処分が取り消された場合に、現実にその利益の回復が得られる状態にあること、つまり不服申立ての利益を有することが必要とされるところ、本件処分１は本件処分４により既に取り消されており、審査請求人が求める本件処分１の取消しについては、これを争う不服申立ての利益はもはやないと言わざるを得ない。

本件処分４の取消しを求める審査請求が、本件処分１に付記された理由が誤っているという点、又は平成２９年９月分の就労活動促進費の支給申請を却下したことが違法又は不当であるという点のいずれを理由とするものであっても、本件処分４は、前記付記理由が誤っているとして本件処分１を取り消すものにすぎず、また、審査請求人は、本件申請１を改めて却下した本件処分５の取消しを求める審査請求を別途行っていることから、本件処分４の取消しを求めることに不服申立ての利益は認められない。

（２）本件処分２、本件処分３及び本件処分６について

本件確認書１の活動期間は平成２９年３月１３日から同年９月１２日であったが、審査請求人は、活動期間を同年９月１３日から同年１２月１２日とする本件確認書２を提出した上で、本件申請２、本件申請３及び本件申請４をした。これに対し、処分庁は本件処分２、本件処分３及び本件処分６により、支給対象期間の延長を認めなかった。

就労活動促進費の支給対象期間については、①前記１（５）の局長通知において、支給対象期間は、原則６か月以内とするとされているところ、②前記１（８）の課長通知において、支給対象期間の延長は、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして自立活動確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされており、③前記１（１１）の自立支援係長事務連絡において、支給対象期間の再延長は、求職活動の取組状況及び活動結果（例：現在、最終面接選考を控えているなど）を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないとされている。これらの通知等の内容には不合理な点は認められない。

処分庁は、本件処分２、本件処分３及び本件処分６にあたり、①審査請求人から活動期間を同年９月１３日から同年１２月１２日とする本件確認書２の提出を受けたが、支給対象期間の延長を認めなかったこと、②本件申請２について、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないことを理由として、本件処分２を行ったこと、③本件申請３及び本件申請４について、本件確認書１における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分３及び本件処分６を行ったことからすると、処分庁は、審査請求人の具体的な求職活動の内容、態様及び状況並びに審査請求人が就労活動促進費の支給対象期間中に相当数の求職活動を行ってきたが結果的に就労に至らなかった実績等を勘案し、審査請求人に集中的な支援を継続することがその求職活動の促進のために効果的であるとして本件確認書１の活動期間の延長を認めることができないため、支給対象期間を延長しないと判断しており、その判断の過程に不合理な点があるとは言えない。

（３）本件処分５について

　　　本件処分５については、本件確認書１に基づく就労活動促進費の支給期間の５か月（平成２９年４月から８月）を過ぎているとの処分庁の判断の当否が問題となるため、以下、この点について検討する。

就労活動促進費の支給については、局長通知第７の２（９）のとおり、就労活動促進費の支給対象期間は原則６か月以内とすること、自立支援係長事務連絡Ｑ９のＡのとおり、就労活動促進費は、支給前１か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、自立活動確認書の活動期間の当初月には支給されることはなく、自立活動確認書における活動期間が６か月の場合、前月の活動実績を確認して支給するため、自立活動確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は最大５か月となること、自立支援係長事務連絡のＱ１０のＡのとおり、就労活動促進費はその連続した活動期間を支給対象とし、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含めることが示されている。これらの通知等の内容に不合理な点は認められない。

本件処分５に至るまでの前記２に記載した事実の経過をみると、①平成２９年４月３日に審査請求人が提出した本件確認書１の活動期間は、同年３月１３日から同年９月１２日であること、②処分庁は、審査請求人からの同年４月分及び同年５月分の就労活動促進費の支給申請について、要件を満たさないことを理由に却下したこと、③処分庁は、審査請求人に対し、同年６月分から同年８月分の就労活動促進費を支給したこと、④処分庁は、審査請求人に対して、処分庁が審査請求人を早期に保護脱却が可能であると判断したのは同年５月以降であるため、支給対象期間を５月から１０月にするために、改めて活動期間を同年５月から１０月とする自立活動確認書の提出を提案したところ、審査請求人はこれに応じず提出しなかったこと、⑤処分庁は、厚生労働省から自立活動確認書の取り直しが法的に問題ない旨の回答を受けたこと、⑥処分庁は、同年９月分の就労活動促進費の支給申請である本件申請１を却下する本件処分１を行ったこと、⑦同年１０月１６日、処分庁は、本件処分１の却下の理由の欄の「支給対象期間の５カ月（平成２９年４月～８月）」の表記は誤りであり、正しくは、支給期間が平成２９年４月から８月の５か月間であるとして、本件処分１を取り消し、本件処分５を行う旨決定したこと、⑧処分庁は、同年１０月１８日付けで、本件処分１を取り消す本件処分４を行うとともに、本件確認書１に基づく就労活動促進費の支給期間の５か月（平成２９年４月から同年８月）を過ぎていることを理由として、本件申請１を却下する本件処分５を行ったことが認められる。

これらのことからすると、法的に問題がないとされた自立活動確認書の再提出について、処分庁が審査請求人に提出を提案したことに対して、審査請求人はこれに応じず提出しなかったことから、処分庁は、審査請求人の就労活動促進費の支給期間を、支給されなかった平成２９年４月及び５月を含め、同年４月から８月の５か月間とせざるを得ないところ、本件申請１は同年９月分の支給を求めるものであることから、支給期間の５か月（同年４月から８月）を過ぎているとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）以上より、本件処分２、本件処分３、本件処分５及び本件処分６に、違法又は不当な点は認められない。

（５）以上のとおり、本件審査請求のうち、本件審査請求１は不適法であって却下すべきであり、また、本件審査請求のうち、本件審査請求２は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子